内閣衆質二○○第八四号

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出給特法改正案における一年単位の変形労働時間制と上限ガイドラインの関係に

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出給特法改正案における一年単位の変形労働時間制と上限ガイドラインの関

係に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (昭和四十六年法律第七十七号。

「給特法」という。) 第二条第二項に規定する教育職員(以下単に 「教育職員」という。) が職務に従事

している時間に関しては、 「公立学校の教師 の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定につい . て

(平成三十一年一月二十五日付け三十文科初第千四百二十四号文部科学省初等中等教育局長通知) 0 別添

「公立学校の教師の勤務時間 の上限に関するガイドライン」(以下「上限ガイドライン」という。 にお

いて、在校している時間を基本とした「在校等時間」を定義した上で、 当該在校等時間 の上限の 目安時間

を定めている。

文部科学省としては、今国会に提出している公立の義務教育諸学校等の教育職員 (の給与等に関する特別

措置法の一 部を改正する法律案による改正後の給特法 (以 下 「改正後給特法」 という。) 第七条第 項に

規定する指針 (以下単に「指針」という。) において、 上限ガイドラインと同様に、 「在校等時間」 を定

単に 規定により読み替えて適用される労働基準法第三十二条の四に規定する一年単位の変形労働時 規定により読み替えて適用される地方公務員法 月について四十二時間及び一年について三百二十時間とされていることを踏まえ、 法第三十二条の四の規定により労働させる場合における同法第三十六条第三項に規定する限度時間は ることとしている。 「一年単位の変形労働時 当該在校等時間の上限の目安時間 その際、 労働基準法 "間制」という。) (昭和二十二年法律第四十九号)第三十六条第四項にお を実施する場合の指針における上限の (以下「指針における上限の目安時間」という。) を定め (昭和二十五年法律第二百六十一号) 改正後給特法第五 第五十八条第三項の 目安時間 を、 間 いて、 制 原則と (以下 笛 同 \mathcal{O}

間等に 法第六条第 が特に多い時期に限り正規 の勤 また、 務 おける業務量 同省としては、 時 間 項に規定する正 を通常より延長 一の削 一年単位の変形労働時間制 減によって確実に確保できる休日 の勤務時間の延長を行うようにすること等を定めることとしており、 した日にお 規の勤務時間 ζ, ても在校等時間 をいう。 以下同じ。 の実施による教育職員の正 の数を考慮して、 が増加しないようにすること及び②長期 の延長に関しては、 年度当初や学校行事等で業務 一規の勤 指針にい 務時 間 お (改正後給特 1 休業期 年単 ① 正

して一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間とすることとしている。

量

規

位の変形労働時間制を実施することによって、御指摘のような「八十五時間の超過勤務」が生じることは

通常想定されないものと考えている。